

日本国際経済学会第 71 回全国大会 報告要旨
「OECD 投資の政策枠組みとその東南アジア諸国への適用に関する一考察」
上武大学ビジネス情報学部講師 藤田 輔
(前 OECD 日本政府代表部専門調査員)

民間投資は、途上国にとって、イノベーション、持続可能な経済成長、貧困削減を促進するための重要な要素である。特に、外国直接投資 (FDI) は、資本・技術移転や雇用促進等を通じて、受入国の経済成長をもたらしうる。2002 年、国連開発資金会議によるモンテレー合意において、各国政府が民間投資促進のための国内環境を整備する責任があるとされた中、その支援策として、経済協力開発機構 (OECD) は、主に東アジア諸国における経験に鑑み、民間投資の側面から開発を促進するという理念に基づき、日本が提案し、その成立に向けて主導的役割を果たした「投資のための政策枠組み (PFI : Policy Framework for Investment)」を 2006 年に策定した。

PFI は、OECD 加盟国による非加盟国 (途上国) との協力に関する包括的な原則を表したものであり、この中には、投資政策の策定能力の構築のために、ピア・レビューを通じて、OECD の経験を共有する必要性等が含まれている。また、PFI は、一国の中小企業や外国人投資家にとって投資環境の向上にきわめて重要とされた 10 の政策分野について、各国政府が検討できるようチェックリストを提供している。PFI は、これまで、アジア、中東・北アフリカ、中央アジア、南東欧、中南米等の 20 カ国以上の OECD 非加盟国に対する投資政策レビューで用いられてきており、投資環境の自己審査及びその改善に貢献している。

より最近の動きとしては、低炭素で気候変動の影響に対応可能な経済 (LCRE : Low-carbon Climate-resilient Economy) を志向するべく、OECD では、投資委員会と環境政策委員会との合同で、PFI の応用として、「グリーン投資に向けた政策枠組み (Green Investment Policy Framework)」を 2012 年第 3 四半期中に公表するべく、その策定の準備が進められようとしている。また、全ての国のより包摂的かつ高い成長への OECD の貢献を強化することを目標としつつ、2012 年 5 月の閣僚理事会において採択された「OECD 開発戦略 (OECD Strategy on Development)」でも、その具体的実施案の中の一つとして、これまでの途上国における PFI 実施経験を踏まえて、より開発に効果的に資するよう、その 2013~14 年での見直しが提案されている。

さらに、OECD と同様、途上国の投資環境改善の支援に一定の実績のあり、OECD にとっての協力パートナーでもある国連貿易開発会議 (UNCTAD) も、World Investment Report 2012 において、独自に「持続可能な投資の政策枠組み (IPFSD : Investment Policy Framework for Sustainable Development)」を打ち出し、その枠組みにおいて、(i) 投資政策立案のための重要原則、(ii) 国別投資政策ガイドライン、(iii) 国際投資協定 (IIAs) の締結と活用に向けたオプション、の 3 つを提示した。このように見ると、最近では、各国が持続可能な開発を遂行するにあたり、より長期的な視点で、投資政策を遂行することを世界的な潮流とするべきであるという点では、OECD も UNCTAD も同じような理念・認識を持っていると考えられる。一方、両アプローチとも、それぞれ異なった特徴を持っている点に注意すべきであり、両者間での業務の重複を避け、それぞれの特徴を活かしながら、効率的に途上国の投資環境改善の支援を行えるように、協力関係が築いていくことが大きな課題になってくると思われる。

また、上で述べたとおり、PFI はあらゆる途上国で用いられてきたが、アジア諸国については、インド、インドネシア、中国、ベトナムの 4 カ国に対し、投資政策レビューが実施された。この中では、インド、インドネシア、中国の 3 カ国は、OECD が 2007 年に関与強化の対象とした国々、

ベトナムは、OECD が戦略的利益のある地域と指定した東南アジアの一角を成している。

このほか、現在、マレーシアに対しては 2013 年初頭に実施予定である一方、例えば、2012 年 3 月にカンボジア・プノンペンで開催された「OECD 大メコン圏投資政策フォーラム」等を通じて、OECD は、主に他の東南アジア諸国に対して、PFI を活用した投資政策レビューを実施できるよう普及活動に努めており、各方面で広く公表されてきている。一方、非加盟国に対しても開放されている国際投資基準である「OECD 国際投資・多国籍企業宣言」については、多くの非加盟国が参加しているが、OECD にとっての戦略的地域である東南アジア諸国が一国も参加していないなど、投資分野における同諸国へのアウトリーチ活動において、課題も残されている。

以上を含めつつ、これまで、PFI を中心とした OECD の投資政策アプローチが学術的な場で議論されてきたことが少なかったという認識に基づき、本稿では、筆者の OECD 日本政府代表部勤務（2008 年 8 月～12 年 3 月）における経験・所感も交えつつ、①投資と開発に関する国際的議論、②PFI 策定の経緯とその概要、③PFI の普及状況と最近の動き、④UNCTAD のアプローチとの比較・検討、⑤PFI の東南アジア諸国への適用、の 5 点に絞って、主に政治経済学的な観点から、現状及び政策議論をサーベイすることとする。

以上